

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 を受ける青色申告者の皆様へ

- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例は、農業を営む個人が、一定の要件を満たしている肉用牛を売却した場合に受けることができることとなっています。
- 所得金額の計算にあたっては、肉用牛の売却に係る必要経費とそれ以外の必要経費とに合理的に区分する必要があります。
- ただし、青色申告者の特典である青色申告特別控除については、区分する必要はなく肉用牛の売却に係る所得以外から差し引くこととなります。なお、肉用牛の売却に係る所得以外から控除しきれない場合は、肉用牛の売却に係る所得から差引きます。
- また、過年分において、青色申告特別控除を按分していた場合には、次頁をご参照ください。

平成17年11月



税務署 この社会あなたの税がいきている

過年分において青色申告特別控除を肉用牛の売却に係る所得部分と肉用牛以外の所得部分とに合理的に按分して控除していた場合の取扱い

当初申告の内容についての必要経費等の按分明細を明らかにしていただいた上で、所轄の税務署に更正の請求（経費按分明細書を添付。経費按分明細書については税務署にあります。）などの手続きをしていただければ、所得税は還付されます。

ただし、申告期限から既に5年を経過している年分については、法令上還付できないことになっておりますので、ご注意ください。

その他、ご不明な点がありましたら所轄の税務署の個人課税担当部門にお尋ねください。